

**第20回統一地方選挙における京都市、大阪市、堺市及び神戸市による
合同啓発事業に係る啓発映像素材等作成業務
実施要領（公募型プロポーザル）**

1. 案件名称

第20回統一地方選挙における京都市、大阪市、堺市及び神戸市による合同啓発事業に係る啓発映像素材等作成業務委託

2. 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

京都市選挙管理委員会、大阪市選挙管理委員会、堺市選挙管理委員会及び神戸市選挙管理委員会は、令和5年春執行予定の第20回統一地方選挙において、京都市議会議員一般選挙、大阪市議会議員一般選挙、堺市議会議員一般選挙、神戸市議会議員一般選挙、京都府議会議員一般選挙、大阪府議会議員一般選挙及び兵庫県議会議員一般選挙等を執行するにあたり、選挙名、投票日、投票方法等を広く周知し、有権者、特に若年層の投票率の向上を図るため、JR西日本の車両メディア及び駅メディアを活用した統一感のある選挙啓発を広範囲で行うことにより、啓発効果を高める事業の実施を合同して行う。

実施にあたっては、事業者から独自かつ斬新なアイデア等の提案を受けることにより、効果的な広報啓発事業を進めるため、創造性、統一性、効果等の観点から最も優秀な企画を提案した事業者に業務を委託する。

【選挙の概要】

- ・選挙期日：令和5年4月頃（決定次第連絡する）
- ・告示日：令和5年3月～4月頃（決定次第連絡する）
- ・投票時間：午前7時～午後8時（一部の投票所を除く。）
- ・期日前投票：選挙当日、仕事や旅行などの理由により、投票所で投票できない見込みの選挙人は、期日前投票をすることができる。
（期間）告示日の翌日～選挙期日の前日
（投票場所及び時間）
 - ・お住まいの区の区役所
 - ・一部の支所、出張所等（投票できる日、時間が異なる場合がある。）
- ・不在者投票：不在者投票のできる施設として指定された病院、老人ホーム等の施設や滞在先の市区町村選挙管理委員会で投票できる。投票期間は、期日前投票と同じ。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 事業規模（契約上限額）

金3,080,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 契約期間

契約締結日～令和5年3月31日（金）

(5) 履行場所

京都市、大阪市、堺市及び神戸市内において神戸市選挙管理委員会（以下「神戸市」という。）が指定する場所

(6) 費用負担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、神戸市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は神戸市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、神戸市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1) 令和4・5年度神戸市物品等入札参加資格を有すること。

(2) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）による指名停止を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

(4) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。

(5) 銀行取引停止処分を受けていないこと。

(6) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。

(7) 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処されている者がいないこと。

(8) 事業者及びその代表者が直近1年間の法人税、市町村民税等を滞納していないこと。

- (9) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (10) 本業務の遂行にあたり、連絡、調整、打ち合わせ等に際し迅速に対応できる体制を有していること。
- (11) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (12) 共同企業体による受託も可能であるが、その場合は、代表者及び構成員が上記(1)～(11)を全て満たすこと。また、共同企業体の結成方法は、2者又は3者による自主結成とし、神戸市に対して共同企業体結成届出書（様式第4号）を提出すること。なお、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者が自己の名義をもって行うこととする。

5. スケジュール

(1) 公募開始	令和4年10月12日（水）
(2) 参加申請関係書類の提出期限	令和4年11月2日（水）
(3) 参加資格決定通知	令和4年11月9日（水）
(4) 質問受付期限	令和4年11月9日（水）
(5) 質問に対する回答	令和4年11月14日（月）
(6) 企画提案書の提出期限	令和4年11月25日（金）
(7) 選定委員会	令和4年12月上旬頃（予定）
(8) 選定結果通知	令和4年12月中旬頃（予定）
(9) 契約締結・事業開始	令和4年12月中旬頃（予定）
(10) 事業完了	令和5年3月31日（金）

6. 実施要領の配布

- (1) 配布期間 令和4年10月12日（水）～11月2日（水）
- (2) 配布方法 本要領14に規定する担当部署にて配布（土曜、日曜を除く、午前9時～正午及び午後1時～午後5時まで）神戸市ホームページからもダウンロード可能。

7. 参加申請手続き及び参加資格決定通知

- (1) 受付期間 令和4年10月12日（水）～11月2日（水）午後5時
- (2) 提出場所 本要領14に規定する担当部署（土曜、日曜を除く、午前9時～正午及び午後1時～午後5時）
※ 事前に電話連絡の上、お越しく下さい。
- (3) 提出書類 以下に掲げる書類を各1部
 - ① 「第20回統一地方選挙における京都市、大阪市、堺市及び神戸市による合同啓発事業に係る啓発映像素材等作成業務」応募申請書（様式第1号）

- ② 令和4・5年度神戸市物品等入札参加資格を有することを証明する書類
- ③ 委任状（代表者以外の者が申請する場合のみ。）
- ④ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
- ⑤ 団体概要（様式第2号）
 - ※ 直近事業年度の決算報告書、会社概要、パンフレット等も可
 - ※ 共同企業体の構成団体は様式第5号を使用すること
- ⑥ 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書（直近1年分）
 - 滞納がないことが証明できる納税証明書によること。
- ⑦ 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式第3号）
- ⑧ 共同企業体結成届出書（様式第4号 共同企業体による応募者のみ）
 - ※ 共同企業体で応募登録を行う場合は、全ての構成員について、上記の②及び④～⑦を提出すること。

(4) 提出方法

令和4年11月2日（水）午後5時までに上記提出場所に持参すること（土曜、日曜を除く、午前9時～正午及び午後1時～午後5時）。

(5) 審査結果の通知

プロポーザル参加資格は提出された書類により審査し、その結果は審査終了次第、随時通知し、11月9日（水）までに通知する。

(6) 参加資格の取消し

プロポーザル参加資格の確認結果の通知後、プロポーザル参加資格を有することの確認を受けた者（以下「応募登録者」という。）が、次のいずれかに該当するときは、プロポーザルに参加できない。

- ① 本要領4に定める受託者資格要件を満たさなくなったとき。
- ② 本要領7に定める提出書類に虚偽の記載があったとき。

8. 実施要領等に関する質問

(1) 提出期間 令和4年10月12日（水）～11月9日（水）午後5時

(2) 提出方法

質問事項を記入し、本要領14に規定する担当部署あてに電子メールで提出すること。件名は「第20回統一地方選挙における京都市、大阪市、堺市及び神戸市による合同啓発事業に係る啓発映像素材等作成業務についての質問」とする。また、必ず到着確認の電話連絡を行うこと。なお、当提出方法による以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、応募者間の公平性を確保するために、原則全ての質問事項について、令和4年11月14日（月）までに、応募登録者全員に対し、質問事項及び回答を電子メールにて送信する。また、質問した事業者名は公表しない。なお、事実関係の確認など、回答することで他の応募者が不利にならない事項については、この限りではない。

(4) その他

神戸市の回答は、本要領又は仕様書等を補足する効力を持つ。

9. 企画提案書・見積書の提出

(1) 提出期限 令和4年11月25日（金）午後5時まで

（土曜、日曜、祝日を除く、午前9時～正午及び午後1時～午後5時）

(2) 提出場所 本要領14に規定する担当部署（土曜、日曜、祝日を除く、午前9時～正午及び午後1時～午後5時）

※ 事前に電話連絡の上、お越してください。

(3) 提出書類等

企画提案書正本1部、副本12部及び電子データ（PDFファイル）

なお、副本については、事業者名やロゴマーク等、事業者を特定できる情報を一切記載しないこと。

ア) 様式

任意様式とするが、企画書の表紙については別紙様式第6号を使用すること。用紙のサイズは、A4サイズ（A3サイズをA4サイズに折り込み可）とし、提案内容を20ページ以内（表紙・目次を除く。両面の使用可。添付資料を含む。）にまとめること。また、表紙及び目次を付けて、各ページの下部にページ番号を付すこと。

イ) 記載事項 次に掲げる事項をすべて記載すること。

a) 企業（団体）の概要

b) 類似業務実績

c) 本事業に対する取り組み

基本的な考え方・事業への理解、本事業における提案者のノウハウなど。

d) 業務の実施方針とコンセプト、ポスター原案、動画広告の絵コンテなど仕様書に基づく業務実施に係る提案内容

e) 業務の実施体制（共同企業体で応募する場合は、各構成員の役割分担を明確に記載すること）

f) 業務工程表（内容を別冊で10ページ以内（表紙・目次を除く。両面の使用可。可能な範囲でスケジュールを見える化してください。）

g) 上記以外に当該業務に係る提案の独自性や事業効果を高めるための工夫等

ウ) 使用言語 日本語とする。

エ) その他

・芸能人の起用は不可とする。

・公益財団法人明るい選挙推進協会が定めるキャラクター「めいすいくん」のデザイン及び着ぐるみを使用することができる。

・企画提案書の提出は1応募登録者につき1提案とする。

(4) 見積書1部

- ア) 様式 様式は問わない。ただし、A4サイズ片面とし、事業者の名称と「見積書在中」と記載した封筒に入れて封緘すること。
- イ) 記載事項 次に掲げる事項をすべて記載すること。
- a) 見積年月日、見積書の有効期限（令和4年11月25日以降の日付とすること。）、事業者の名称、所在地、代表者の氏名及び連絡先（担当者の氏名及び電話番号）を記入すること。
- b) 業務ごとの費用の内訳額、及び総額、全ての業務の費用の総額、消費税及び地方消費税額、消費税及び地方消費税を含めた総額。なお、費用総額は、契約金額の上限までとする。
- (5) 提出方法
令和4年11月25日（金）午後5時までに上記提出場所に持参すること（土曜、日曜、祝日を除く、午前9時～正午及び午後1時～午後5時）。

10. 受託候補者の選考方法

(1) 選定委員会の実施

- ① 神戸市選挙管理委員会委員等で構成する受託者選定に係る選定委員会において、企画提案書等を審査し、受託候補者を選考する。
- ② 審査にあたっては、応募登録者による提案内容説明会（プレゼンテーション）の実施を予定している。
- ③ 提案内容説明会（プレゼンテーション）の日程、場所その他詳細については、改めて応募登録者に通知する。

※注意事項

- ・提案者が多数の場合は、事前に書面審査を行い、優秀提案者を5者程度に選定したうえでプレゼンテーションを実施するものとする。
- ・書面審査実施の有無及び書面審査結果については、提案したすべての者に電子メールにて令和4年12月上旬頃（予定）に電子メールにて連絡する。

(2) 評価基準

- ① 目的適合性
 - ・選挙離れが著しい若年層に対して有効に投票参加を促すか。
 - ・多くの有権者に投票参加の意欲を促すものであるか。
 - ・京都市、大阪市、堺市及び神戸市の特徴が出ているか。
- ② 技術力
 - ・提案内容の洗練性、印象の明快さ、デザイン性が優れているか。
 - ・提案内容の話題性（唯一性）、斬新さがあるか。
- ③ 完成度
 - ・実現性（細部に至る完成度が高い提案）があるか。
 - ・遂行力（実施体制の確保）があるか。

・企画全体の充実度・完成度は高いか。

※ 次のアからイの各要件のいずれにも該当する応募登録者のうち、本要領の定めるところにより算出された合計点が最も高いものを受託候補者とする。

ア) 見積金額が、本要領2に定める契約金額の上限の範囲内の者

イ) 提示された見積金額が著しく低額な場合に実施する神戸市の調査の結果、履行に支障がないと認められた者

最高得点者が複数ある場合は、そのうち価格が最も低い者を受託候補者とする。

(3) 評価項目と配点（審査委員1人あたり）

- ① 評価項目と配点 別紙「審査基準」のとおり。
- ② 最低基準 内容点が4割を下回る事業者は失格とする。
- ③ 評価項目の詳細 別紙「審査基準」のとおり。
- ④ 見積金額が予定価格を超過している場合、失格とする。

(4) 審査結果の通知

選考結果については、プロポーザル参加者全員に令和4年12月中旬頃に通知する。参加者からの選考結果に係る問合せは12月中旬頃以降とし、神戸市は、順位と点数についてのみを回答する。

11. 失格事項

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- (1) 見積書及び企画提案書等の必要書類が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 見積書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 2通以上の見積書を提出したとき。
- (4) 代理人による応募登録の場合において、委任状を提出しないとき。
- (5) プロポーザル参加者及びその代理人が他のプロポーザル参加者の代理人となり、又は数人共同してプロポーザルに参加したとき。
- (6) プロポーザル参加資格がない者が参加したとき。
- (7) 鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他訂正の容易な筆記具により見積書に記入したとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

12. 契約の締結

- (1) 審査の結果、選定された受託候補者と委託契約締結に向けた詳細な仕様について協議・調整を行った上で、速やかに委託契約を締結する。なお、共同企業体として応募した者が受託候補者となった場合には、共同企業体協定書（様式第7号）を契約締結までに提出すること。
- (2) 受託候補者が辞退したり、資格を喪失したりしたときは、次点の応募登録者を受託候補者とする。

- (3) 契約の締結にあたっては契約書の作成を要し、その契約書は神戸市委託契約約款により作成する。
- (4) 支払条件 履行確認の検査終了後、委託料の支払いを行う。

13. その他

- (1) 提出期限までの間に、統一地方選挙の執行に係る情勢の変化があった場合などは、仕様書を変更する可能性があるため、留意すること。
- (2) 統一地方選挙と同日もしくはその前後に他の選挙が執行されることになった場合など、統一地方選挙と併せて当該他の選挙を啓発することが、有権者に対して投票参加を呼びかけるにあたり効果的であると神戸市が判断する場合、受託者はデザイン・内容などの変更の協議に応じ、またはその指示に従うこと。
- (3) 不採用になった場合でも、このプロポーザルに参加するための経費は一切負担しない。
- (4) 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (5) すべての企画提案書は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (7) 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (8) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (9) 採用された企画、デザイン等に対する著作権等日本国の法令に基づき保護される権利は、京都市選挙管理委員会、大阪市選挙管理委員会、堺市選挙管理委員会及び神戸市選挙管理委員会に帰属するものとする。
- (10) 詳細な事業内容及び実施方法については、正式な契約締結後、神戸市と協議の上、決定するものとする。
- (11) 上記に記載のない事項については、神戸市と協議のうえ、決定する。

14. 当該プロポーザル担当部署の名称及び所在地（問合せ先）

神戸市選挙管理委員会事務局

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館23階

電話：078-322-5815

メール：senkan@office.city.kobe.lg.jp